仕　様　書

本修繕は、本仕様書に記載されている事項により、施工を行うものとする。

本仕様書及びスタンド配置図、写真等（以下「配置図等」という。）に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」・「公共建築改修工事標準仕様書」及びそれに基づく監理指針である「建築工事監理指針」・「建築改修工事監理指針」（いずれも最新版）に準じ、施工するものとする。また、建築基準法、その他関係諸法令、諸法規に基づき、安全確実に施工すること。

【修繕内容】

(1) 件名

那覇市営奥武山野球場内野スタンド椅子取替修繕（50 席分）

(2) 修繕場所

那覇市営奥武山野球場（那覇市奥武山町 42 番地の 1）

(3) 工期

契約の日から令和９年３月 31 日まで

(4) 内容

内野スタンドの既設椅子撤去及び新規椅子設置（廃棄物処分含む）

(5) 数量・規格

背無し椅子

数量：50 席

規格：BLM-2500 タイプ（No.プレート含む特注クランプ・特注ブラケット対応）

【一般事項】

(1)　本修繕に使用する資材のうち、沖縄県内で生産・製造され、かつ規格・品質・価格が適正である場合は、これを優先して使用すること（該当品が無い場合は適用しない)。
(2)　使用資材等はすべて新品とし、あらかじめ監督員の承諾を得た上で発注すること。
(3)　本修繕に関わる官公庁への諸手続きは、すべて請負者の負担とすること。
(4)　配置図等に疑問が生じた場合は、監督員と協議の上決定すること。
(5)　他の修繕がある場合には、事前に十分な打ち合わせを行った上で施工を行うこと。
(6)　本修繕に使用する資材等は、配置図等によるものとする。
(7)　本修繕の完成ならびに諸法規上当然必要と認められるものは、明記なき事項でも請負者が責任を持って施工し、その費用も負担すること。
(8)　本修繕の施工に際して必要がある場合、施工図を提出し、担当者の承諾を得て施工にあたること。
(9)　本修繕は既設建築物改修工事のため、既設建築物内設備を十分に調査・確認し、施工にあたること。
(10) 本修繕の施工にあたっては、施設管理者（ＮＰＯ法人那覇市体育協会）と十分に調整することとし、可能な限り野球場や公園の行事（イベント）等に配慮した工程管理を行うこと。
(11) 本修繕の施工にあたっては、施設利用者及び公園利用者の安全には十分注意すること。
(12) 本修繕の施工によって、修繕施設や周辺施設等に汚染や損壊を与えた場合は、受注者の負担にてすみやかに現状の復旧を行うものとする。
(13) 撤去する既設椅子で､状態の良い椅子については､施設管理者のほうで再利用するので、事前に調整を行うこと。なお、その際は、施設管理者が保管している破損した椅子と交換する場合がある。(撤去最大数は納入した椅子と同数とする。)

【提出書類】

提出期限	提出書類
着手日・届出日は工期初日	○ 着手届
契約締結後、7 日以内	○ 現場代理人および主任技術者届 ○ 実務経験証明書 ○ 資格証書等の写し
契約締結後、15 日以内	○ 工程表 ○ 施工計画書承諾願 ○ 使用資材承諾願
工事(修繕)完成後	○ 完成届 ○ 資材搬入伝票（出荷証明書） ○ 資材保証書 ○ 工事（修繕）日誌 ○ 工事（修繕）写真 （資材搬入・検収、施工前、施行状況、施工後等） ○ 自主検査報告書（自主点検表）
検査実施後	○ 資材検査表
検査合格後、速やかに	○ 引渡書 ○ 請求書
発行後、速やかに	○ マニフェストの写し